

## 令和7年度第2回茅ヶ崎市こども政策審議会 会議録

議題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 こども誰でも通園制度について</li> <li>2 新たに利用定員を設定する施設について</li> <li>3 令和8年度以降における保育提供体制の確保のための実施計画について</li> <li>4 「こどもまちプロジェクト2025-2029」に関連する事業について</li> <li>5 こどもの意見を聴く取り組みについて</li> <li>6 その他</li> </ol>
日時	令和8年3月26日（木）午前10時00分から午前12時00分まで
場所	茅ヶ崎市役所本庁舎4階会議室1, 2（一部WEBによる出席）
出席者氏名	<p>小泉会長、小湊副会長、遠藤委員、高桑委員、田村委員、加藤委員、松下委員、渡邊（高）委員、安藤委員、人見委員、渡邊（治）委員、鬼塚委員          （欠席委員）          丸山委員、金澤委員、杉山委員、沼澤委員          （事務局）          こども育成部 坂田部長          こども政策課 青木課長、木村主幹、伊藤主査、能見主査、金指主事          こども育成相談課 関山課長          保育課 西山課長、永島課長補佐、磯部課長補佐、片山課長補佐</p>
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次第</li> <li>・委員一覧</li> <li>・資料1-1 乳児等通園支援事業の認可及び利用定員の設定に係る意見聴取について（こども誰でも通園制度）</li> <li>・資料1-2 各施設位置図（こども誰でも通園制度）</li> <li>・資料1-3 第三期市町村子ども・子育て支援事業計画 代用計画</li> <li>・資料1-4 こどもまちプロジェクト2025-2029より（こども誰でも通園制度 該当箇所抜粋）</li> <li>・資料2-1 確認制度と利用定員について</li> <li>・資料2-2 新たに利用定員を設定する施設（認定こども園化）</li> <li>・資料2-3 新たに利用定員を設定する施設（分園・小規模・認可化）</li> <li>・資料2-4 利用定員に変更がある保育施設等（情報提供）</li> <li>・資料2-5 各施設位置図（利用定員の設定・変更）</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料 3-1 令和 8 年度以降における保育提供体制の確保のための実施計画について</li> <li>・資料 3-2 保育提供体制の確保のための実施計画</li> <li>・資料 4-1 【令和 7（2025）年度からの主な変更点】「こどもまちプロジェクト2025-2029」に関連する事業一覧（令和 8 年度版）</li> <li>・資料 4-2 「こどもまちプロジェクト2025-2029」に関連する事業一覧（令和 8 年度版）</li> <li>・資料 5 令和 7（2025）年度こどもの意見を聴く取り組み報告書</li> </ul>
会議の公開・非公開	公開
傍聴者数	0 人

○青木こども政策課長

皆様おはようございます。本日はお忙しいところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。私はこども政策課長の青木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

この会議は、茅ヶ崎市自治基本条例第 14 条第 3 号の規定により、非公開とする合理的な理由があるときを除き、会議を公開することとなっております。また、茅ヶ崎市附属機関及び懇談会等の設置及び会議の公開等運営に関する要綱においても、附属機関の会議の公開は、非公開とされた場合を除き、傍聴することができるとしています。よろしくお願いいたします。

次に、一部委員の方の改選がありましたので、新たに就任いただきました、安藤委員に自己紹介をしていただきたいと思います。安藤委員お願いいたします。

○安藤委員

皆さんおはようございます。前任の山口より引き継がせていただきました。キャップクリニック茅ヶ崎で小児科医をしております安藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。私は、横浜市の総合病院で長年勤務しておりました。茅ヶ崎市に来て今年で 3 年目になります。市の健診等も携わらせていただき、本当に茅ヶ崎市は子育てに対する政策がしっかりしていると実感しております。よろしくお願いいたします。

○青木こども政策課長

ありがとうございました。それでは会議に入ります。本日、丸山委員、金澤委員、杉山委員、沼澤委員から所用により欠席との連絡をいただいておりますが、茅ヶ崎市こども政策審議会条例第 5 条第 2 項の規定により、現時点で委員の過半数の出席がありますので、

会議は成立しておりますことをご報告いたします。なお、本会議は公開を基本としており、希望される方がいる場合は入室、または Zoom による視聴が可能となります。本日は傍聴の方はいらっしゃいません。

それではここから議題に移りますので、進行を小泉会長にお願いいたします。

#### ○小泉会長

皆様おはようございます。本日、私は風邪をひいておりまして、会場ではなくオンラインで参加させていただいております。お聞き苦しい点があるかと思いますが、ご容赦ください。本日は議題が多くありますので、資料を御覧いただきながら進めてまいります。それでは議題に入ります。まず、こども誰でも通園制度について説明をお願いいたします。議題 1 乳児等通園支援事業の認可及び利用定員の設定について事務局より説明をお願いします。

#### ○事務局（保育課）

それでは議題 1 について御説明いたします。資料は 1-1 でございます。

本件は、いわゆるこども誰でも通園制度として創設された乳児等通園支援事業の実施にあたり、事業の認可及び利用定員の設定について、委員の皆様から御意見を伺うものです。まず、児童福祉法に基づく事業の認可について御説明いたします。こちらは、事業を実施するために設備や職員配置などの基準を満たしているかを確認し、許可する手続きとなります。児童福祉法に基づき、市町村が本事業を認可する際には児童福祉審議会等の意見を聞くこととされていますが、本市では当該審議会を設置していないため、本審議会において御意見を伺うものです。

次に、子ども・子育て支援法に基づく利用定員の設定について御説明いたします。本事業は新たな給付制度であるため、市町村が給付対象となるこどもの利用定員を定める必要があります。令和 8 年 4 月 1 日改正の子ども・子育て支援法の趣旨を踏まえ、こちらについても御意見を伺うものです。

続いて事業の概要です。本事業は、全てのこどもの育ちを応援し、社会全体で子育てを支えるため、保育所等に通っていない 0 歳 6 か月から満 3 歳未満の乳幼児を対象に、月 10 時間まで、保護者の就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる預かり制度です。

実施形態は大きく 4 つに分類され、在園児と一緒に過ごす合同実施、専用の保育室で実施する形、独立施設で実施する形、既存施設の空き定員を活用する形があります。職員配置についても対象年齢や形態に応じた基準が定められています。

今回、令和 8 年度の事業開始に向け、市内 15 施設から申請がありました。10 施設が 4 月開始予定、その後 5 月に 3 施設、7 月に 1 施設、9 月に 1 施設が順次開始予定です。

施設の種別としては、認可保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業、認可外保育施設、企業主導型保育事業など多様な施設から申請があります。実施形態の内訳は、児童が在園児と一緒に過ごす在園合同実施が7施設、専用室による独立実施が6施設、既存施設の定員の空き枠を活用して実施する余裕活用型が2施設となっております。

令和8年度の事業開始にあたり、市内15施設から新規開始の希望がありました。お時間の都合上、各施設の御紹介は割愛しますが、資料に沿って概要を御説明します。まず、事業開始時期については、15施設のうち10施設が令和8年4月1日からの開始を予定しております。その後、5月に3施設、7月に1施設、9月に1施設が順次開始する予定です。

施設の現況区分は、現在の認可保育所をはじめ、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業、企業主導型保育施設、認可外の保育施設等、市内の多様な施設に手を挙げていただいております。

利用定員や開所時間、対象年齢は各施設の状況に応じて設定されています。利用料金は1時間あたり300円が多く、一部200円や400円の設定もあります。また、給食費を設定して給食提供を行う施設もあります。

以上につきまして、認可及び利用定員の設定について御意見をお願いいたします。

#### ○小泉会長

それでは質疑に入ります。資料も大変分かりやすいものを頂いておりますので、4月から始まるこども誰でも通園制度について、御意見等がある方はいらっしゃいますか。

#### ○田村委員

私は現在0歳児を育てており、この制度の利用対象となる立場です。本日も託児を利用して、隣の部屋から泣き声が聞こえてきていますが、そのような状況から考えると、通常、一時保育などでは慣らし保育を行い、1時間の利用や親子同室などそういった利用から始まりますが、本制度では初回利用時の安全確保や慣らしについてどのように考えており、どのように実施するのか教えてください。

#### ○事務局（保育課）

慣らし保育や親子通園も必要になる場合があると考えています。国の通知等でも、制度の趣旨として、お子さんが社会に一步踏み出すきっかけとなる制度ということではありませんが、環境に慣れるまでは、親子通園等も一定期間認めるというものになっています。また、施設と保護者、お子様との初回面談を必ず実施します。その中でお子様の状況を確認し、親子同伴や短時間利用など段階的な慣らしを行うことも想定しながら当事者間で調整しながら進めていくこととなります。以上です。

○田村委員

ありがとうございます。安心して預けられることが重要だと思いますので、その点をしっかりと対応していただけるのであれば大丈夫だと思います。

もう1点意見として、資料を見ると一度に多くのこどもを受け入れる予定の施設もあります。一度に多くのお子さんを受け入れる場合の負担についても配慮が必要だと感じました。以上です。

○小泉会長

貴重な御意見ありがとうございます。

その他、御意見等はございますか。

○小湊副会長

こども誰でも通園制度を茅ヶ崎市の幼稚園協会でも議論した中で、出てきた意見として、幼稚園の立場から意見を述べさせていただきます。安全面の確保のための設備投資や備品整備について、課題的なことや心配していることがあります。

まず、安全面について、0、1、2歳児をまだ受け入れていない施設もある中で、安全に過ごすための設備は施設側が負担する形になっていますが、安全面を確保するための費用を助成していただけると、より積極的に手を挙げる施設も増えると考えています。また、給食や睡眠対応などにおいても、食物アレルギーや誤飲誤食、乳児突然死症候群等のリスクが伴います。安全性の担保について助成があるとありがたいです。また、児童を受け入れるためには専任職員を確保する必要がありますが、利用者がいないと収入が発生しないために人件費が固定費として発生してしまいます。そのため、ある程度安定的に利用者がいないと採算が採れないという部分も実施に躊躇する理由のひとつになっているという意見も出ています。また、3歳以上になると一時預かりや預かり保育へと制度が変わるため、そちらの制度変更への対応も利用者にとって煩雑な制度となっていると思うので、なるべく利用者が迷うことなく各制度を利用できるようスマートな制度設計と各種事務手続きの簡素化を自治体には主導していただけるとより良い制度になるという意見が幼稚園協会では出ていますので、本日お伝えさせていただきます。

○事務局（保育課）

ありがとうございます。御指摘いただきましたとおり、導入に当たっては様々な人件費や設備費の課題は認識しております。特に、人件費に関しては、こども誰でも通園制度は制度上、全国で一律に行われる制度になり、利用者に応じて給付が行われ、国の給付制度

に基づくものとなっているため制約がありますが、引き続き国へ要望してまいります。

次に、満3歳以降の影響についても、国の制度として0歳6ヶ月から満3歳までが対象の制度になっています。国の考えとしましては、資料1-1の2ページ目の上段の表の部分になりますが、就労要件ありの御家庭に対しては、0歳から5歳までは現行の給付制度の対象となります。また、下段の就労要件なしの方は、幼稚園によっては満3歳から実施をしているため満3歳から5歳までの方にも給付制度があります。今回のこども誰でも通園制度は、就労要件なしの方の空白部分である0歳6ヶ月から満3歳未満までを埋める給付制度として発足しています。国の考えとしては、こども誰でも通園制度に該当する期間終了後は、満3歳から5歳までの給付制度等に移行し、公的な支援が継続されるという構造になっています。

#### ○小泉会長

小湊副会長よろしいでしょうか。

ただいま市から、こども誰でも通園制度に関して発生する諸課題については、これからも改善に向けて国に働きかけを行う旨の御回答をいただきました。その他に、御意見がある方はいますか。

#### ○遠藤委員

発言しようと考えていた内容が小湊副会長とほとんど被っていたので私からは、1、2点御質問させていただきます。基本的なことで申し訳ないのですが、申し込みについてのオペレーションは、市がまとめて行うのか、それとも各施設が申し込みを受けるかたちになるのか、その仕組みを教えてくださいと思います。

また、全ての児童が対象になると書かれていますが、この中には障がいのあるこどもも対象になるのかをお伺いできればと思います。また、万が一、受け入れをしているときの災害時の対応についても確認したいです。

#### ○事務局（保育課）

申し込み方法については、国がこども誰でも通園制度に特化した総合支援システムという専用システムを開発しているためそちらを使用します。利用者、事業者、市町村が同じシステムを使う体制ができており、既に稼働しています。利用者は市に認定申請を行い、認定後にシステム上で施設を選択し直接申し込みを行う仕組みです。補足として申し上げますと、事業者は同システムを利用して、市町村に公定価格の請求までできるようになっているため、利用調整と公定価格の申請まで一元的に同システムで実施可能な体制となっています。

2点目の障がいのあるこどもについては、全国的に基本的には受け入れを前提としているため、各施設にも受け入れが可能となるよう配慮いただくよう求めています。

3点目の災害時については、各施設が既に策定している安全計画に基づいて対応することとなります。

#### ○小泉会長

障がい児の受け入れについては、事前面談を通じて判断していくことになるため、事業者側も努力が必要な部分かなと思いましたが、多くの利用者が申請等をストレスなく実施できたらいいなと思います。

その他の委員の皆様は何か御意見等がありますか。

#### ○高桑委員

申し込みに関して国のシステムを利用して一元化されていることは良かったと思いました。しかし、預ける園を決めている人にとってはスムーズに申し込めるとは思いますが、そもそもこのこども誰でも通園制度をどのように周知するのかということをお伺いしたいです。利用者が使いやすい形で情報提供することが重要だと思います。検索しやすい仕組みや、分かりやすい導線があると良いと感じます。例えば、インスタやラインから直接、申請に進める機能や、条件を入力したら該当する園が抽出されるような検索機能等があると利便性の向上に繋がると思います。使い勝手が悪いと皆さんがそのシステムを使わなくなり、制度の浸透にも影響すると思うので、使い勝手の良いシステムがあると良いなと思いました。例えば、今も園庭開放などは自分で各園のホームページを確認しないと、いつどこで何をしているか分からない状況です。例えば市の子育て情報をクリックしたら、カレンダー機能等があり、この日はどの園でどのようなイベントがやっているということが分かると使い勝手の良いシステムになると思います。

#### ○事務局（保育課）

周知に関しましては、事業者の皆様からも様々な意見を頂いており、昨年からは周知を開始しています。今年も、3月1日号の広報紙に大きく掲載しました。また、公共施設、全ての広報板にポスターやチラシを掲示しました。その他、市ホームページ、インスタグラム、フェイスブック、ライン等でも周知しています。さらに、こんにちは赤ちゃん訪問事業等を通じての周知も行っております。御指摘の点については今後の改善として検討してまいります。

御意見いただきました、検索可能なシステムについては、利便性が高いことは認識して

おりますが、市単独でシステムを構築することは現段階で難しい部分が多々ありますので、頂きました御意見を踏まえ今後、検討していきたいと考えています。なお、現在も市のホームページには、実施園の一覧や受け入れ児童数、対象時間等を掲載しています。

○小泉会長

ありがとうございます。

周知の方法もいろいろな手段で実施していただいていますので、もっと皆さんに知ってもらえるといいなと思います。

その他に御意見がないようでしたら次の議題に移りたいと思いますが、いかがでしょうか。

○渡邊（高）委員

今回は、保育園の園長会を代表してお話させていただきます。

私の園も今回、このこども誰でも通園制度に手を挙げさせていただきました。課題としては、先程、小湊副会長がお話されたことなどが課題だと感じています。特に人件費の部分については、大きな課題があると認識しています。しかし、なぜ当園がこの取り組みに手を挙げたのかというと、国の事業であります、この取り組みに意義があると感じているからです。在園児だけではなく、地域のお子さんたちに質の高い幼児教育を提供することができます。広く言えば日本中のこどもたちが、0歳から社会性を身につける機会があり、発達を促す機会に恵まれることになると考えており、そこにこの事業を実施する意義があると感じています。国としては、保護者というより、こどもの育ちの質を担保したいという部分が大きな目的なのではないかと感じています、あわせて、民間の調査で、7割から8割くらいの子育て中の親御さんが孤独を感じているという調査結果も目にしているので、そういった親御さんが社会と繋がりを持つことができるという点でも意義があるのではないかと感じています。そして、私たちのような受け入れ側の事業者にとっても、今までは施設を利用される方に対してのみ対応してれば良かったのですが、これからは、この地域にこの園があって良かったよねと感じてもらえるような存在にならなければいけないと感じています。このような理由から、私たちも手を挙げさせていただきました。保育士の配置等で課題はいろいろあるのですが、結局、その時間は、専用の部屋に2名派遣して運用することとしました。各施設、皆さんいろいろな工夫をして実施すると思いますので、運用しながら課題を洗い出し、改善策を検討して、市にも相談させていただきながら、より良い事業になるように頑張っていきたいと考えています。

○小泉会長

保育現場の最前線にいらっしゃる渡邊（高）委員から、制度の意義についてお話いただきました。他の委員の皆様からもいろいろな課題が出されていますが、一方で、この制度を実施する意義として、日本全体でそれぞれの園が地域における役割を果たし、0歳から2歳くらいの親の孤独感が解消されないという現実に対応するための一歩となるよう、園側でも前向きに対応していくという御意見をいただきました。これから様々な課題が出てくるとは思いますが、茅ヶ崎では、既に15の施設がエントリーしているということは、私は他自治体でも本制度に関わっていますが、非常に驚いていて、とても多くの園がエントリーしていることについて、茅ヶ崎市の保育関係者の前向きな姿勢に敬意を感じています。その他、御意見等がありますか。

#### ○事務局（こども政策課）

議題1について、子ども・子育て支援法に基づく代用計画について、追加で御説明をさせていただきます。

資料1-3と1-4を御覧ください。

来年度から市がこども誰でも通園制度を開始するにあたり、子ども・子育て支援法に基づき、「量の見込み」と「確保方策」を計画として定めることが国から通知されております。本計画は、令和8年度からの5か年を対象として定めたものです。

なお、この計画値は資料1-4のとおり、昨年度策定した「こどもまちプロジェクト2025-2029」に掲載している数値を基準に、その他の項目の数値を算出しております。そのため、こどもまちプロジェクトの計画値から変更はありません。

現在は代用計画として単独の計画となっておりますが、令和9年度の間見直しの際に「こどもまちプロジェクト」に盛り込む予定ですので、御承知おきください。

#### ○小泉会長

ありがとうございました。ただいまの説明についてですが、現在「こどもまちプロジェクト」にまだ組み込まれていない新たな計画について、当面はこの形で進めていくという提案でございました。中間見直しのタイミングで組み込んでいくという方針でございます。

皆様も議題1について、多くの御意見をいただきありがとうございました。本制度は課題もありますが、こどもや保護者への支援として重要な取り組みです。今後も改善を図りながら進めていく必要があります。本議題については、提示された内容で進めることとしてよろしいでしょうか。

#### ○一同

（異議なし）

○小泉会長

それでは本議題は承認といたします。

次に進みます。本件は新たな需要に対応する施設整備に関する課題でもございますので、引き続き説明をお願いしたいと思います。

それでは、議題2について御説明をお願いいたします。

○事務局（保育課）

使用する資料は資料2-1から資料2-5までとなります。

令和8年度から新たに利用定員を設定する保育施設等について、給付費の支払い対象となることを確認するにあたり、御意見を伺うものでございます。施設の必要性等について御意見をいただければと考えております。それでは資料2-1を御覧ください。子ども・子育て支援法に基づく確認制度と利用定員について御説明いたします。まず確認制度ですが、子ども・子育て支援法に基づき、各施設・事業所から申請を受けた際に、対象施設・事業として確認を行い、給付による財政支援の対象とするものでございます。具体的には、給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設および地域型保育事業所に対して、認定区分ごとの利用定員を定め、給付対象であることを確認し、給付費の支払いを行います。

続いて利用定員についてです。市町村は認可定員の範囲内で利用定員を定めます。認可定員は法令により認可された定員であり、利用定員は確認時に設定する定員で、認可定員が上限となります。本日の審議事項は資料2-1に記載のとおりです。

次に資料2-2以降を御説明いたします。資料2-2は、新たに利用定員を設定する施設で、認定こども園に関するものです。詳細は割愛いたしますが、1号認定の定員が増加する内容となっております。

続いて資料2-3です。こちらは新たな小規模保育事業および認可化に関する一覧となります。

資料2-4は、既存施設における定員変更についてです。

資料2-5位置図です。各地域の状況や各園との調整を図りながら、今後も保護者の希望に沿えるよう努めてまいります。

説明は以上です。

○小泉会長

ありがとうございました。

それでは本件について御質問等はございますでしょうか。

保育園の認定こども園化が進んでいますが、幼稚園代表の小湊副会長はいかがでしょうか。

○小湊副会長

保育型の認定こども園が増加する中で、教育時間を9時から14時とする幼稚園と、保育園型の認定こども園は、9時から16時などと設定している園が多く、教育時間に差異が生じる部分について、これまでも幼稚園と保育園は共存共栄というかたちで、こどもたちの育ちを支えていくために共に歩んできています。今後も、感情的にならず、こどもの奪い合いのような形にならないように、私たちが幼児教育としての質を高め、お互い高め合っていくように努力するという姿勢が大前提にあって、支え合っていくことが理想ではあると思います。しかし、本日の資料を見ても、少子化の影響を受け、利用定員を減らしている幼稚園もあるので、今後の動向を注視しつつ、質の高い教育・保育の提供を目指していく必要があると考えます。

○小泉会長

ありがとうございます。他に御質問はございますか。

確かに定員を減らしている幼稚園もありますね。しかし、幼稚園、保育園、認定こども園が一体となって地域の保育や幼児教育の質を高めていってほしいと思いますし、そういった小湊副会長の想いも聞かせていただくことができました。本当にありがとうございます。

その他、何か御意見等がありますか。

特に無いようですので、本件は承認とさせていただきます。

それでは議題3に移ります。事務局から説明をお願いします。

○事務局（保育課）

議題3について説明いたします。令和8年度以降の保育提供体制確保のための実施計画についてです。本計画が審議会でも適当と認められることで、国の財政支援を受けることが可能となります。資料3-1および3-2を御覧ください。本計画の数値の算出方法について御説明いたします。まず就学前児童数は減少傾向にあり、直近の減少率を用いて算出しております。申込者数は増加傾向にあり、近年の増加率をもとに算出しております。

利用定員は令和7年度実績および今後の整備計画を踏まえて設定しております。また、令和10年度以降は既存計画の数値を使用しております。待機児童数は、過去の実績を基に算出しております。説明は以上です。

○小泉会長

ありがとうございました。本件について御質問はございますか。

特に無いようですので、本件も承認とさせていただきます。続いて議題4、「こどもまちプロジェクト2025-2029」に関する更新について、事務局より御説明をお願いします。

○事務局（こども政策課）

資料4-1をご覧ください。こちらは、「こどもまちプロジェクト」に基づき実施する、こどもに関連する事業について、令和7年度から8年度にかけて更新する際の一覧です。更新内容は、「新規掲載事業」「掲載を終了する事業」「掲載内容を修正する事業」に分類しております。今回、新たに4事業を追加し、42事業を削除、68事業の掲載内容を修正します。その結果、資料4-2に示されている319事業が、令和8年度の計画に関連する事業となります。説明は以上です。

○小泉会長

ありがとうございました。本件について御質問はございますか。

○加藤委員

ファーストプレゼント事業が廃止される理由について教えてください。

今までこの事業のおかげで、2万円分のカタログギフトをもらっていた家庭があったと思いますが、今後、事業廃止に伴い、もらえなくなってしまうことは残念だなと思いました。何か廃止の理由があるのか気になりましたので、教えていただきたいと思います。

○事務局（こども政策課）

本事業は、出生家庭への2万円分のカタログギフトを贈る取り組みを行っていましたが、今年度から出産の前後に面談を受けることで5万円ずつ支給される妊婦支援給付金が開始されました。事業内容と対象者がファーストプレゼントと重複しているため、ファーストプレゼント事業は、妊婦支援給付に統合する形で整理しました。また、ファーストプレゼント事業は、子育てを応援する機運を醸成するという目的もあり、プロモーション活動を実施していましたが、こちらも、インスタグラムや広報とも連携し各種情報発信を行っていますので、別の手段で継続してまいります。

○田村委員

茅ヶ崎市は、妊婦検診の補助額が近隣市と比較してすごく低い中で、唯一の利点として行われていた市独自の支援であるファーストプレゼント事業が無くなった点については、

非常に残念に感じます。妊婦支援給付金は、全国一斉に始まった制度なので、市の特徴がなくなってしまうことになると思います。

また、資料4-2の34ページの255の外国語教育に関して質問です。こちらは、一般的な教科としての外国語教育と、外国籍の方に対する日本語支援というベクトルが異なる項目が同一事業として掲載されている理由について教えてください。また、市内の外国籍の児童が最近増えているとは伺っていますが、その在籍数や推移、日本語指導員の派遣状況など、学校に負担が掛かっていないか、また、外国籍の児童もしっかりと学ぶことができているのか、その対応状況についても伺いたいです。

#### ○事務局（こども政策課）

本件については、事前に田村委員から質問を頂いておりましたので、状況について、学校教育指導課に確認しております。

学校教育指導課からは、「教育委員会の事業として、外国語教育については、英語指導助手活用事業や小学校外国語教育支援員派遣事業等、日本語指導については、日本語指導協力者派遣事業があり、別々の事業として行っております。外国語教育の中にも異文化を理解する力や多国籍の人々と関われるコミュニケーション力を身に付けること等が目的の1つとしてあるため、市内小・中学校に在籍する外国につながるのある児童・生徒への支援や理解も含めた外国語等教育推進事業としております。市内の外国籍児童の在籍数については、35名から45名で推移しており、令和7年度は41名の児童・生徒に対して、日本語指導協力者8名を派遣いたしました。」と回答をいただいております。

実際には田村委員がおっしゃるとおり、別事業として実施しておりますが、一覧表上、言語に関する項目としてまとめて記載しております。支援体制については引き続き適切に対応しております。

#### ○小泉会長

ありがとうございます。中学校代表の渡邊委員から何か補足はありますか。

#### ○渡邊（治）委員

日本語の支援が必要な生徒については、他市と比較すると茅ヶ崎市は、少ないように感じています。実際に外国籍で日本語を全く喋ることができない生徒が、いきなり授業に入らなければならない状況も発生していることも事実としてあります。日本語指導員の方に週に1~2回、日本語を教えてもらい、非常に力を付ける生徒もたくさんいます。日常生活のこどもたちとのやりとりの中で日本語を覚えていくことが非常に多いですが、指導の時間があるだけで、その生徒が少しホッとできる安心感にも繋がるので、本当に日本語指導

員の方にはありがたいなと感じています。一方でその手続き関係が、担任の先生の仕事になっているので、担任の先生の仕事が増えてきてしまいますが、そこは学年でフォローしながら進めています。これから外国籍の生徒は増えていくのかなと思いますので、学校中でも支援体制は作っていかねばいけないという話をしています。以上です。

○小泉会長

ありがとうございました。

本当に様々な立場のお子さんの日常も、学校の取り組みについても、ただいまお話をお伺いして理解することができました。

その他、このことに関して何か御意見はありますか。

○人見委員

私は以前、通級指導教育を担当しており、情緒と言葉の両方を担当したことがあり、研修会などで相模原や大和の方から話を聞くと、言葉の障がいでは、吃音やチック症などを勉強するのですが、それとは別に、日本語教室ということで、別室を用意して、他校から外国籍の子が集まって指導を受けるという取り組みがあるそうです。茅ヶ崎ではまだそのような取り組みはありません。今後、特定の地域に外国人のコミュニティなどができると、外国籍の児童・生徒が局地的に増えていくことも考えられます。そういった地区に、通級と支援学級に続いて、日本語学級を設置する必要性が出てくることも考えられるのではないかと思います。そのような状況になったら、この事業ももっと細分化されていくのかなと感じました。

○小泉会長

ありがとうございます。

ただいま人見委員から、小学校現場の現状と将来の展望についてもお話をいただきました。

その他、何かありますか。

○関山こども育成相談課長

こども育成相談課から一点補足させていただきたいと思います。

先程、田村委員よりお話がありました妊婦健診についてです。第1回目の本審議会でもお話がでていましたが、令和8年4月から大きく金額を上乗せして、金額を補助できるようになりましたので、ここで御報告をさせていただきます。

○小泉会長

ただいま御発言いただきました事業は新規事業ですか。

○関山こども育成相談課長

新規事業ではなく、資料4-1の9ページにある69番の事業になります。

○小泉会長

ありがとうございました。

その他、御意見等はございますか。

○松下委員

資料4-1の305番ですが、この取り組みは毎年開催されていると思いますが、茅ヶ崎支援学校の小・中学生が入っていない理由を知りたいです。市立と県立で分けられているかなとも思いますが、茅ヶ崎市の取り組みにも支援学校を入れることはできないのかお伺いします。

○事務局（こども政策課）

こちらの一覧表は、茅ヶ崎市が実施する事業を掲載しています。おそらく県が実施している事業という視点から見ると、県が所管している支援学校の取り組みが入ってくると思いますが、この一覧表はあくまで市が実施する事業一覧となるため、現在はこの事業について支援学校に関する記載はありません。なお、今後、市の取り組みとして、支援学校とコラボして行うようなことがあれば、市の取り組みの中にも支援学校の記述が入っていく可能性はあると思います。

○松下委員

つまり、この一覧表に支援学校は入れられないということですか。

○事務局（こども政策課）

事業内容の詳細を把握していないので、担当課に確認して後日、改めて回答させていただきます。

○小泉会長

資料4-2の16ページの130番についてお伺いします。外部講師を招き保育所等に特別な体験を提供するという取り組みがありますが、どのような活動なのか実績を教えていた

だくことはできますか。

#### ○事務局（保育課）

令和6年度から実施しており、こちらは、各園で様々な取り組みを企画していただいております。直近の実績ですと、移動果樹園の体験として、苺やみかんなどの果樹のもぎ取りを体験することや、高齢の方から遊びを教わるということで、カプラを使ったいろいろな遊び方を教わるなど、普段なかなか体験できないようなことを体験する機会を提供しています。その他にも、演劇やミュージカルの方々を園に呼んで鑑賞するなど、各園それぞれ特色ある取り組みをしています。

#### ○小泉会長

地域のシニアの活用や地域の資源を活用するということは分かりますが、例えば営利団体や営利事業の講師を招聘するとなると趣旨も少し変わってくるのかなと思ったのでお伺いしましたが、お話を伺い、非常に興味深い事業を行っているなと感じました。ありがとうございました。

#### ○安藤委員

資料4-2の17ページの休日等保育事業についてお伺いします。

通常、保育園は土曜日を含む平日の利用が一般的だと思いますが、この事業をみると、休日も利用できると記載があります。これは、特定の保育園に限って実施しており、在園児のみ利用可能なものなのか、他の保育園に通っている園児も利用可能なものなのかお伺いできればと思います。

#### ○事務局（保育課）

保護者が日曜日に就労している家庭も増えてきているため、現在は公立保育園の鶴が台保育園が受け皿となって事業を実施しています。この事業は、鶴が台保育園の在園児だけではなく、他の保育園に通う園児も利用可能となります。

#### ○鬼塚委員

私は、地域の労働組合の集まりである湘南地域連合から代表として出席させていただいております。労働者の意見とすると、これまでも、こどもを安心して預けて働くことができる環境の確保ということで、保育園や学童保育の待機児童対策について検討しているところだと思います。一時期、保育園に入れなかったことが社会問題になって、隣の藤沢市もそうでしたが、保育園の0歳児の枠をどんどん増やしていこうという方針になったと認識し

ています。そして、今は当時のこどもたちが小学校に入ってきて、今度は学童保育がいっぱいになってしまい、幸いなことに茅ヶ崎もそうですし、私が働いている藤沢市も、特に南側の地域に人が集まっており、藤沢の南側の小学校でも児童が1,000人を超える小学校が隣り合わせにあるような状況です。そのような環境なので、学童保育を希望する人も多いが、建物を建てるにも土地の値段も高く、場所もなく、全国的に見るとうらやましい状態かもしれませんが、とても難しい状況に陥っているなど感じています。しかし、労働者の視点でみると、働く方がこどもを預ける場所を確保してほしいと思いますし、施設も整備してほしいと考えています。以上です。

#### ○小泉会長

ありがとうございました。事務局からなにか一言ありますか。

#### ○事務局（こども政策課）

事前に、他の委員からいただきました質問に対する青少年課からの回答として、ただいまの御意見に近いものがありますので、お答えさせていただきます。現在、学童保育が足りないというお話があったと思いますが、現在、待機児童の解消に向けて取り組みを進めているということと、現在、小学校の市内19校中17校でふれあいプラザ等も実施しており、こちらも緊急的にその日に用事が入ってしまい誰もこどもを見る人がいないという場合に、利用可能な取り組みもあるので、そういった他の取り組みもあわせて、待機児童の問題に対応していきたいと考えているとのことでした。

#### ○渡邊（治）委員

資料4-1の1ページ目や10ページの86番などに記載されているこどもの居場所づくり事業についてお伺いします。今、本当に夏休み期間中のこどもの居場所について、親も頭を悩ませています。実際にいろいろな方とお会いする中で、3件、こども食堂を実施している方、こどもの居場所づくり事業を実施している方、こども食堂を実施しようとしている方からそれぞれ、お話を聞く機会があり、皆さん熱い想いを持っていますが、特に現在、物価高騰の影響を受け、運営が大変な状況です。その方は、近所のスーパーなどをお願いして、お米を提供してもらうことや国の備蓄米を受け取り活動している状況です。保護者からもとてもありがたいという意見も私の耳にも入ってきます。中々難しいとは思いますが、このような取り組みに適切に予算が配分されるよう配慮していただけるとありがたいと思います。実際にこの取り組みを必要としている方やボランティアで頑張っている方々もいるので、良い方向に進むといいなと感じています。

### ○小泉会長

大変、貴重な御意見だと思います。

こどもの居場所問題はとても大きな社会問題になっていますし、特に夏休み期間の預け先がないということも問題提起いただき、ありがとうございます。

茅ヶ崎の実態についてはいかがでしょうか。

### ○事務局（こども政策課）

資料のつくりとしては、削除や統合というかたちで見えてしまっていますが、こちらは今まで、こども食堂、こどもの居場所、親子の居場所、子育てサークル・サロンなど、散りばめられていた各事業を統合して、ひとつの「こどもの居場所づくり支援事業」ということでまとめました。こどもの居場所はとても重要なものなので、市としてもかなり力を入れており、今年度は、市全体の方針を示す施政方針の中でも重点事業に位置付けています。こども食堂については、令和5年度以降、国庫補助を活用しながら市の補助金を拡充しており、令和5年度と比較して市内の食堂数は約3.3倍に増加しています。また、市内の各団体等が夏休みや冬休みの長期休業中にこどもを預かる取り組みも広がりつつあります。そういった取り組みに対し、市としては、運営費の支援を行っています。さらに周知として、市内の小学生・中学生に対し、こどもモニター募集チラシとあわせてこども食堂マップを配布するなど、情報提供も行っています。今後も市として「こどもの居場所づくり支援事業」には力を入れて実施していく方針です。以上です。

### ○高桑委員

私から2点意見があります。

1点目は学童保育について、2点目は先ほどのこども食堂等についてです。

まず、1点目、学童保育についてですが、私自身この委員を務めるのが3回目で、初めてお引き受けした7年前、小規模保育園を各地に認可する審査に関わった際、受け皿が不足しているという認識があったと思います。当時のこどもたちが、現在、小学生になり、学童保育が逼迫している世代に当たるのではないかと考えています。今後、こどもの数は減少していく見込みではありますが、待機児童解消のために小規模保育園を増やした時点で、いずれ学童保育が満員になることは予見できたはずで、その結果、現在の小学1年生が入りにくい状況や、さらにその先で中学生になった際の居場所の問題も出てきます。こうした課題を先送りしないためにも、現在の段階で施策を充実させる必要があると考えます。特に、学童に通っていないこどもの長期休暇中の過ごし方や居場所の問題は、こども食堂とも関連しますが、より手厚い支援が必要ではないでしょうか。実際の事例として、急遽、小学校低学年のこどもを預かってほしいという相談を受けたことがありました。私

は他の預かりの予定があり対応できませんでしたが、普段はやりくりできていても、急に困った際にどのように対応すればよいのか分からないという声がありました。身近なネットワーク以外に、行政として緊急的に利用できる仕組みがあるのか分かりにくい状況です。制度があるのであれば周知を強化し、ないのであれば整備を検討していただきたいと思えます。これは学童に限らず、普段利用していないこどもの居場所にも関わる問題だと考えます。

2点目として、こども食堂についてです。運営している知人から、利用者から集めた費用を繰り越して蓄積できない仕組みであるため、先に運営を開始し、後から補助金を待つ体制に負担があるという意見を聞いています。補助制度はあるものの、初期資金がなければ継続や新規立ち上げが難しい場合もあるため、この点は検討の余地があると考えます。また、こども食堂が増えること自体は望ましいことですが、それを善意に依存するだけでよいのかという点も課題です。楽しみとして利用しているこどもがいる一方で、それがなければ困る家庭が増えているのであれば、その在り方についても検討が必要ではないでしょうか。以上です。長くなりましたが、よろしく願いいたします。ご答弁をお願いいたします。

#### ○事務局（こども政策課）

2点目のこどもの居場所に関する点から回答いたします。急な預かりについては、市ではファミリー・サポート・センター事業があるので、登録していただき、可能な限りマッチングを行っています。また、夜間であれば短期支援事業もあります。お子様の年齢によっては、保育園の一時預かりや、認可外施設での預かりが可能な場合もあります。さらに、民間サービスとしてベビーシッターの利用も選択肢の一つであり、事前に登録しておくことで必要時に対応できる場合があります。小学生の場合は、先ほど御説明したとおり、市内に17か所あるふれあいプラザがあり、事前登録をしておけば予約なしですぐ利用できるため、そうした施設を御活用いただければと思います。どの制度も、その時の状況により、急な依頼にもいつでも対応できる保障はありませんが、制度としてはこのような選択肢があります。

次に、こども食堂の運営についてですが、市の補助金は国庫補助を活用している関係で、国の交付決定後でなければ各団体へ交付できないなど、一定の制約があります。そのため、毎年度、補助金の交付時期が年度後半になってしまっている状況です。この点については、利用団体の皆様からも使い勝手が良くないとの声をいただいております。市から県を通じて国へ改善要望を伝えています。県からは、制度見直しの中で対応可能か検討するとの回答を得ており、早ければ来年度以降、国の交付決定前でも先行して補助できるなど、運用の見直しが行われる可能性があります。そうした場合には、できる限り早期に団体へ支給でき

るよう努めていきたいと考えています。また、ボランティアに依存した運営についてのご指摘もありますが、現在、市内ではこども食堂の開設を希望する方が増えており、相談も多く寄せられています。こうした方々を支援することで、地域に根ざした活動として、こどもたちとの繋がりを築ける点は大きなメリットであると考えています。市が直接行うこどもの居場所となり得る事業としては、公民館や図書館などがあるので、このような公共施設も含め、多様な居場所を組み合わせながら、特定の場所に限定されない形でこどもの居場所を提供していきたいと考えています。さらに、国や県ではオンライン空間、いわゆるメタバース上の居場所についても、こども自身が安心できる場であれば居場所として認められるという考え方が示されているため、こうした多様性も踏まえながら、今後の取り組みを進めていきます。以上です。

#### ○小泉会長

ありがとうございました。市の取り組みの方向性について確認できました。それでは、本件については様々な御意見があるかと思いますが、個別の御意見は後日メール等でお寄せいただければと思いますので、このあたりで終了とさせていただきます。よろしいでしょうか。それでは次に進みます。

次に、議題5「こどもの意見聴取について」です。事務局から説明をお願いいたします。

#### ○事務局（こども政策課）

それでは御説明いたします。資料5をご覧ください。今年度、市が実施したこどもの意見を聞く取り組みを取りまとめたものです。委員の皆様におかれましても、今後市の計画や施策を検討するにあたり、こどもの目線に立ってご検討いただきたいと考えております。本報告書をご確認いただき、市内のこどもたちがどのようなことを考えているのかを踏まえ、今後の協議に生かしていただければと思います。また、意見聴取の考え方や手法、取りまとめ方法等について、お気づきの点がありましたら、後日でも構いませんので御意見をお寄せください。今後も多くの方の御意見をいただきながら取り組みを進めてまいりますので、御協力をお願いいたします。説明は以上です。

#### ○小泉会長

ありがとうございました。それでは報告書をご覧くださいながら、御質問等がありましたらお願いいたします。

#### ○田村委員

こどもモニターについて伺います。第3回では合計127人とのことで、率直に少な

い印象を受けました。対象には小・中学生も含まれていると思いますが、周知方法や実施方法について、例えば学校で全員に配布したのか、公民館等で掲示したのかなど、具体的に教えてください。お願いします。

○事務局（こども政策課）

周知方法については、市内の市立小・中学校、県立の支援学校、高校、市立の小・中学校全てにチラシを配布しています。また、過去にこどもモニターとして登録していただいた方には、個別にメールで案内を送付しています。今後については、学校との連携を強化し、紙の配布に加えてタブレットへのデータ配信や、保護者向けメールでの周知など、オンラインでの周知方法も検討しています。

人数については、確かにもう少し多くの方に協力していただけるとありがたいと感じていますが、比較対象として、東京都の同様のモニター制度では、謝礼として図書カードを配布して約200人規模で実施されています。本市では、ありがたいことに無償で協力いただいている中で100人以上から御協力いただいております。今後さらに参加者を増やしていきたいと考えています。以上です。

○小泉委員

ありがとうございました。この件について何か御意見はありますか。

○田村委員

1人1台端末の環境もあるため、任意回答とするだけでなく、例えば朝の時間に回答時間を設けるなど、参加しやすい工夫を検討していただければと思います。

○小泉会長

ありがとうございます。他に御意見等はありませんか。

○遠藤委員

このアンケート結果をどのように施策へ反映しているのか、具体例があれば教えてください。また、意見を寄せてくれたこどもたちに対して、その結果どのような取り組みにつながったのかを伝える機会があるのかについても伺います。お願いします。

○事務局（こども政策課）

意見の反映についてですが、いただいた意見は関係課には個別に伝え各取り組みに生かしていただくよう周知しています。また、この結果を委員の皆さんにも周知することで、

皆さんがこどもの意見を踏まえ、こどもの目線に立って、今後、計画や施策を検討していただくことも目的としています。なお、こどもの意見といっても皆さん本当に多種多様で、「こどもの意見はこれです。」という分かりやすい正解があるわけではないので、委員の皆さんにもそのような現状をなるべく伝えることができたかと考えています。

なお、昨年度の計画策定時には、こどもたちからの意見を直接的に計画に反映させることができた部分もあります。例えば、アンケート調査で「暗い場所や大きな音が怖い」などの意見が出て、それを計画の75ページにある「こどもまんなかまちづくり」の施策の方向性「安全で快適に過ごすことができる環境の整備」に反映させました。また、インクルーシブ公園やボール遊びができる公園の希望も計画内の「インクルーシブ公園の整備など誰もが楽しむことができる環境の整備」に組み込んでいます。このような形で、こどもの意見は政策の各要素に織り込まれていますので、今後の検討にも反映していきたいと考えています。

#### ○小泉委員

こどもの意見を聴く取り組みを行う中で、茅ヶ崎市をどのようなまちにしたいかというような質問はありましたか。

#### ○事務局（こども政策課）

ヒアリング実施時「どんなまちに住みたいか」「将来このまちがどうなってほしいか」といった質問も入れています。また、アンケートの中にも「好きなまち」「そうでないまち」を挙げてもらい、その理由を聴くということもしているので、将来の茅ヶ崎に繋がる質問も盛り込んでいます。

#### ○小泉会長

ありがとうございます。単純なニーズ調査ではなく、自分のまちがどのようになると良いかなどを考えて、回答して、自分がまちづくりに関与している気持ちになれる意識の醸成になるような調査になると良いなと思います。

市の方が大学に来て、学生たちにヒアリングをしている様子を見ましたが、自分が将来どのようなまちに住みたいかを正面から捉えて考える機会になっていましたし、その時期から考え始める学生もいました。アンケートが来たとき、その時はすぐに自分の答えが思いつかなくても、将来展望にこどもたちが向き合えるという環境をつくるためにも、時間を掛けて対話を続けることが大切であり、今後もディスカッションを続ける機会があれば良いなと思いました。

茅ヶ崎市としても着々とデータが蓄積されてきている中で、茅ヶ崎市のこどもの姿というものは見えてきていますか。

○事務局（こども政策課）

まだ他市の結果と比較したことがなく、茅ヶ崎のこどもの傾向というものとはつかみきれませんが、こどもといっても様々な立場や考え方が異なる人たちがいる中で、意見をはっきり言える人もいれば、思っていることはあるけれどうまく言葉にすることができず、こちらから聴き取ることができなかつたという経験もあるので、今後は職員側も意見を聴く質を上げていき、茅ヶ崎に住んでいるこどもたちがどういうことを考えているのか、適切に拾っていきたいと考えています。

○小泉会長

ありがとうございます。今、本当に大事なお話がありまして、意見をうまく表現できないこどももいますので、そのようなこどもの意見を聴いていくことが、こどもまんなか社会の大切な姿勢になります。引き続き、市としても様々な方法で様々な施設や地域と連携しながら取り組みを進めてほしいと思います。

それでは、次に議題6「その他」に移りたいと思います。

委員の皆様から何か御意見等がありますか。

○高桑委員

議題1のこども誰でも通園制度に関するのですが、保育士の人数が十分に確保できているのか疑問があります。また、人数だけが足りていればいいという訳ではないので、質の点についても適切な対応ができていないのか懸念しています。また、小中学校の教員不足やインクルーシブ教育への対応も心配です。請け負う方の知識のアップデートが適切にできているのかについても市の対応をお伺いしたいと思います。ひとつの事例として、別室登校をしているお子さんの事例を聞いたことがあり、そこでは、別室が「楽しい場所ではあってはならない」と通常級の先生に言われたとのこと。別室は通常級に戻るための場所であるから楽しい場所になってしまうと困るという話を聞いてショックを受けていたようです。学校が楽しい場所にならないと、まず学校に通えなくなってしまうので、教員側の意識がアップデートされないと、そのような現状が改善されないのかなと感じてしまいました。

○事務局（保育課）

委員がはじめにお話いただきました、保育士の確保について回答します。こども誰でも通園制度に限らず、通常の保育についても保育士の確保には苦慮していると各園から話は聞いています。市の取り組みとしては、保育士として働いていただけ、子育て等で一度、

現場を離れた保育士の再就職支援ということで相談会を開催することや、近年は、そもそも保育士になろうと考える学生の人数も減っていると聞いているので、学生の体験機会を広げるための裾野を広げる活動を今後はしていきたいと考えています。

#### ○小泉会長

ありがとうございます。その他、学校教育への対応についてもお話がありました。中々委員の皆さんの中で対応等について回答を求めることも難しいとは思いますが、何か御意見等ある方はいらっしゃいますか。

#### ○渡邊（治）委員

別室登校についてお話をいただきました。別室登校は、10年ほど前から各学校で力を入れて実施されています。実際、報道にもあるとおり、不登校の人数はコロナ禍明け以降、増加しています。

現在では、必ずクラスに入らなければならないという考え方も変化してきています。クラスに入ることが難しい子どもには、できるだけ学校で生活できるよう配慮し、登校自体が難しい子どもには、社会とのつながりを持てるよう支援を行っています。また、学校に限らず、他の場所に居場所があればそれでもよいという考え方も広がってきています。

先ほど話題に出た別室については、楽しいかどうかという点以上に、安心して人とつながることができるかが最も重要であると考えます。楽しいという言葉一つをとっても、中学生に尋ねると、勉強ができて楽しい、友だちとつながれて楽しい、何も言われなから楽しい、何もしなくてよいから楽しいなど、さまざまな意味があります。そのため、先ほどのお話にあった楽しいがどのような意図で使われたものかは一概には言えませんが、子どもたちが安心して来ることのできる場所づくりには、各学校が力を入れて取り組んでいます。

一方で、マンパワーが不足しているという現状もあります。私自身も別室に足を運び、声をかけたり、数学の指導を一緒に行ったりしていますが、人手不足は強く感じているところです。それでも、可能な限りの対応を行っているのが現状です。

#### ○小泉会長

ありがとうございます。教育現場にはさまざまな課題や問題がありますが、最終的には、子どもが安心して過ごすことができることが大切だと感じました。そのためにも、現場や市、保護者の意見を聞きながら実現していくことの重要性を、改めて考えさせられました。

#### ○渡邊（高）委員

先程、保育士の件でお話を頂きました件について、私の園でのお話をさせていただきたいと思います。まず、保育士も発達に課題のあるこどもへの対応については、とても勉強しています。ただし、保育士だけでは限界もあると感じており、現在、公認心理士の方に来てもらっています。保育士の配置基準上、必要な訳ではないのですが、園独自の対応として配置しています。そして、国も同様の課題認識があるということで、保育士以外の他職種の配置に関する補助金をこども家庭庁も検討していると聞いていますので、保育園も保育士だけではなく、公認心理師や作業療法士の方など様々な職種の方が入り、こどもを支えていくという方向性は強くなっていくと肌感覚で感じていますので、最後にお伝えさせていただきます。

#### ○小泉会長

ありがとうございます。

今後は、こうした他職種の方を現場に受け入れていく取り組みも進められていくものと考えます。また、現状では子育て支援員の制度も大きく拡充されており、保育の経験がある方々に対して幅広く研修等を行い、協力し合う体制が整ってきています。こうした中で、皆で力を寄せ合い、こどもを育てていく機運が高まっていると感じています。

それでは、他の委員の皆様はいかがでしょう。本日は多くの御意見をいただき、ありがとうございました。なお、伝えきれなかった点などがありましたら、後日でも構いませんので、市へメール等でお知らせください。

それでは、本日の会議はここまでとし、司会を市担当にお戻しします。

#### ○事務局（こども政策課）

本日は、皆様ありがとうございました。

事務局から、次回の会議の日程について連絡させていただきます。次回、令和8年度第1回茅ヶ崎市こども政策審議会は、令和8年8月4日（火）10時～12時の開催を予定しています。

開催にあたりましては、改めて通知をお送りしますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして令和7年度第2回茅ヶ崎市こども政策審議会を閉会します。本日は誠にありがとうございました。

以上